

大口町告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

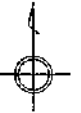
令和8年3月25日

大口町長 鈴木雅博

町道路線の供用開始

路線番号	路線名	区間	供用開始
1319	町道 豊田19号線	豊田一丁目150番地先から 豊田一丁目53番地先まで	令和8年3月24日
1320	町道 豊田20号線	御供所一丁目489番地先から 御供所一丁目468番1地先まで	令和8年3月24日
1321	町道 豊田21号線	御供所一丁目466番地先から 豊田一丁目46番地先まで	令和8年3月24日
1452	町道 豊田152号 線	豊田一丁目59番1地先から 豊田一丁目46番地先まで	令和8年3月24日
1517	町道 大屋敷17号 線	高橋二丁目128番地先から 高橋二丁目153番地先まで	令和8年3月24日

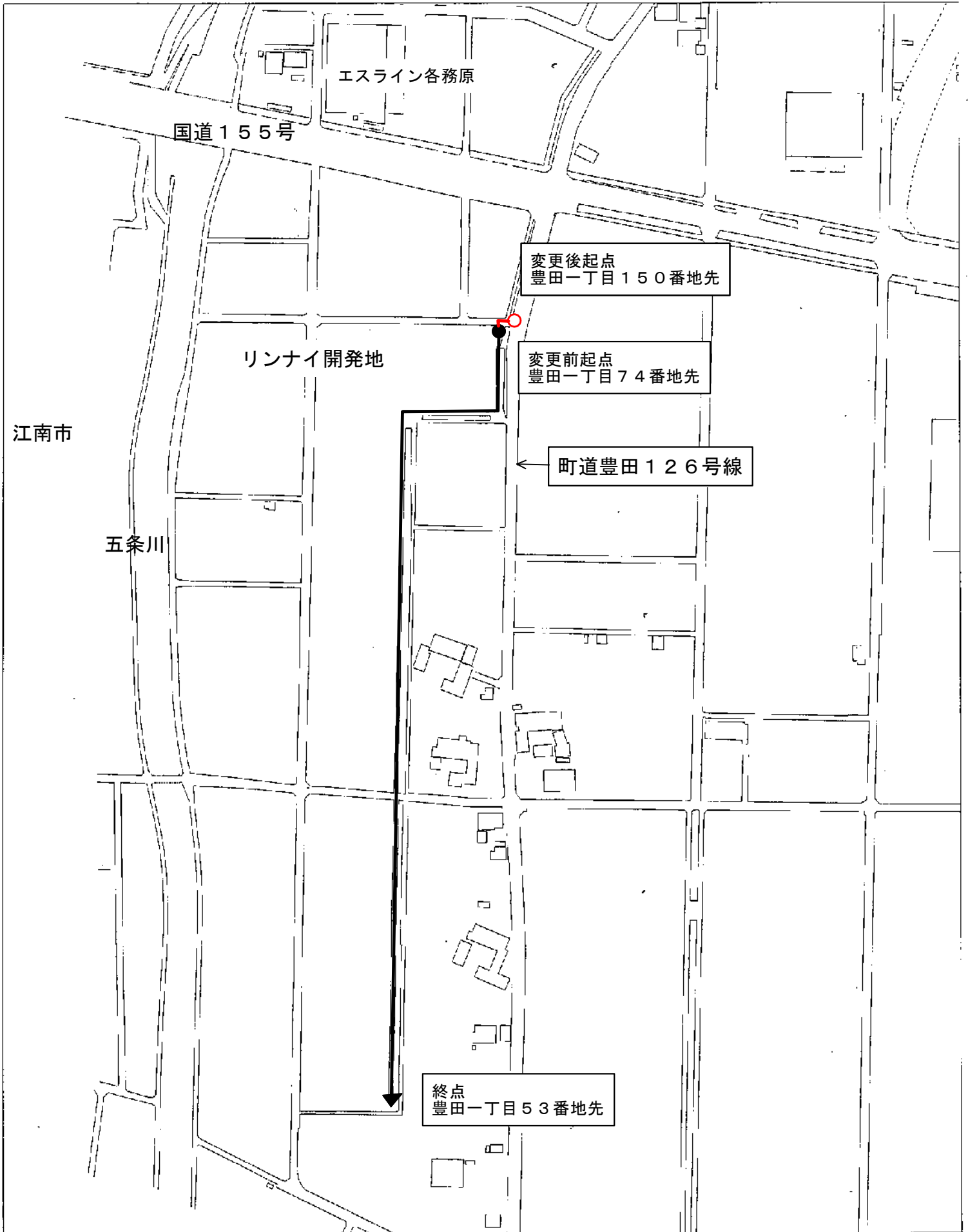
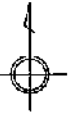
町道路線供用開始 町道豊田20号線 位置図



1:2,500



町道路線供用開始 町道豊田19号線 位置図



江南市

五条川

エスライン各務原

国道155号

リンナイ開発地

変更後起点
豊田一丁目150番地先

変更前起点
豊田一丁目74番地先

町道豊田126号線

終点
豊田一丁目53番地先

1:2,500



町道路線供用開始 町道大屋敷17号線 位置図

